

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景及び趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「権利条例」という。）」を制定し、平成21年（2009年）4月に施行しました。

子どもが、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくための基本的な考えを明らかにするこの権利条例では、その理念を具体化し、総合的かつ計画的に子どもの権利を保障するための推進計画を策定することとしており、これまで第1次推進計画（平成23年度（2011年度）～26年度（2014年度））、第2次推進計画（平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度））で具体的な取組を進めてきました。

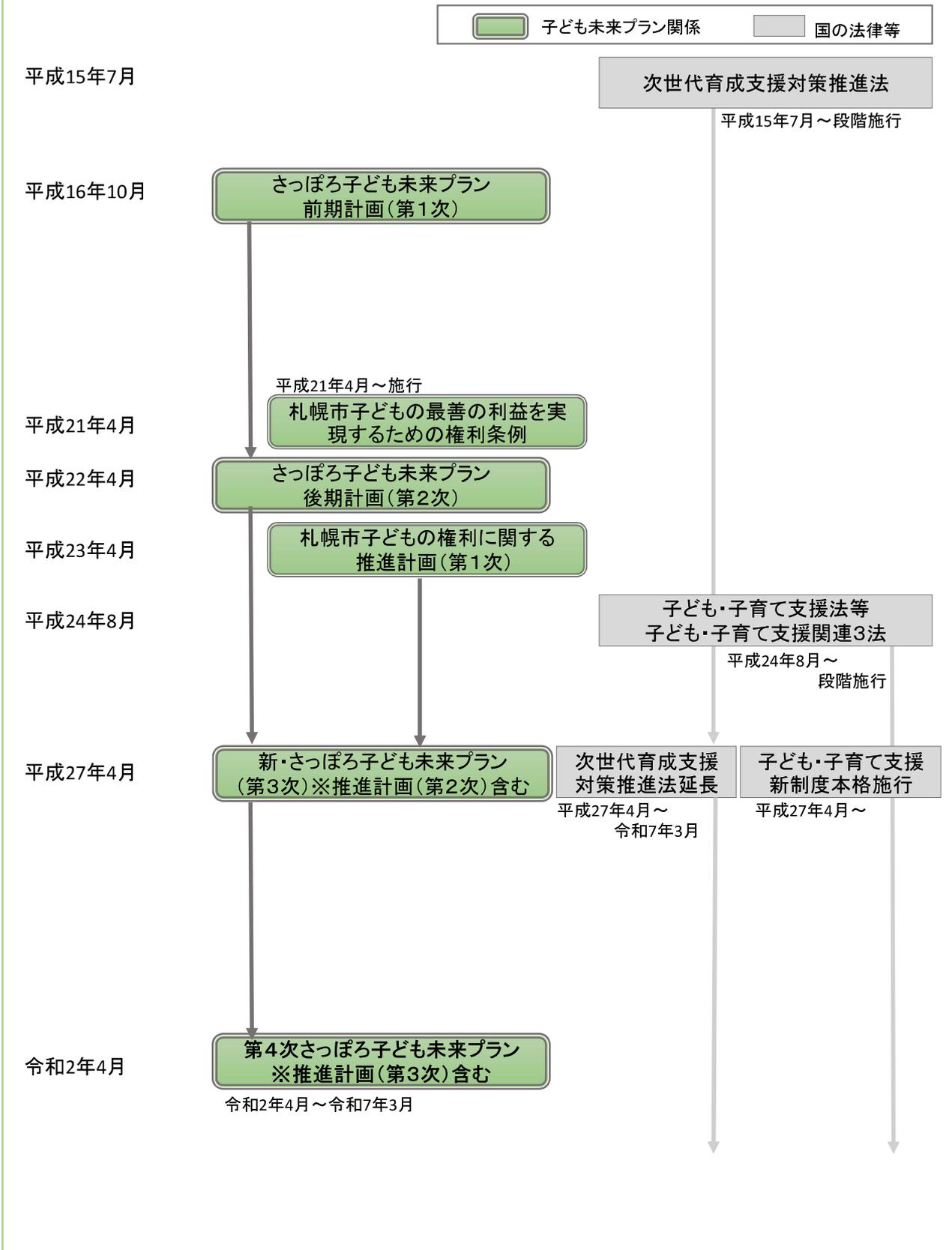
一方、札幌市では、平成15年（2003年）に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、急速な少子化の進行を受けて、次代の社会を担う子どもを育成するため、「さっぽろ子ども未来プラン」（前期計画：平成16年度（2004年度）～21年度（2009年度）、後期計画：平成22年度（2010年度）～26年度（2014年度））を策定し、子どもと子育て家庭を支援する取組を進めてきました。

この間、平成24年（2012年）には、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が制定され、この法律に基づき、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」が開始されています。新制度では、各市町村が子ども・子育て家庭の状況や教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。

これを受けて、平成27年（2015年）3月、第2次推進計画と第1期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」（平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度））を策定しました。この計画では、子どもが本来生まれながらに保障されるべき権利を社会全体で実現することを最大の目的としつつ、妊娠・出産や育児に関する子育て家庭の不安や負担の軽減に取り組んできました。こうした状況の中、近年では、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加など社会環境が変化しており、保育需要の更なる拡大や、子育てについて感じる悩みの多様化、さらには、児童虐待に代表される重大な子どもの権利侵害等、対応すべき課題が顕在化しています。

今後これらの課題に対応し、令和2年度（2020年度）以降に取り組むべき子どもの権利保障や市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、第3次推進計画及び第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含した「第4次さっぽろ子ども未来プラン」を策定いたします。

《これまでのさっぽろ子ども未来プランの経過》



2 計画の位置付け

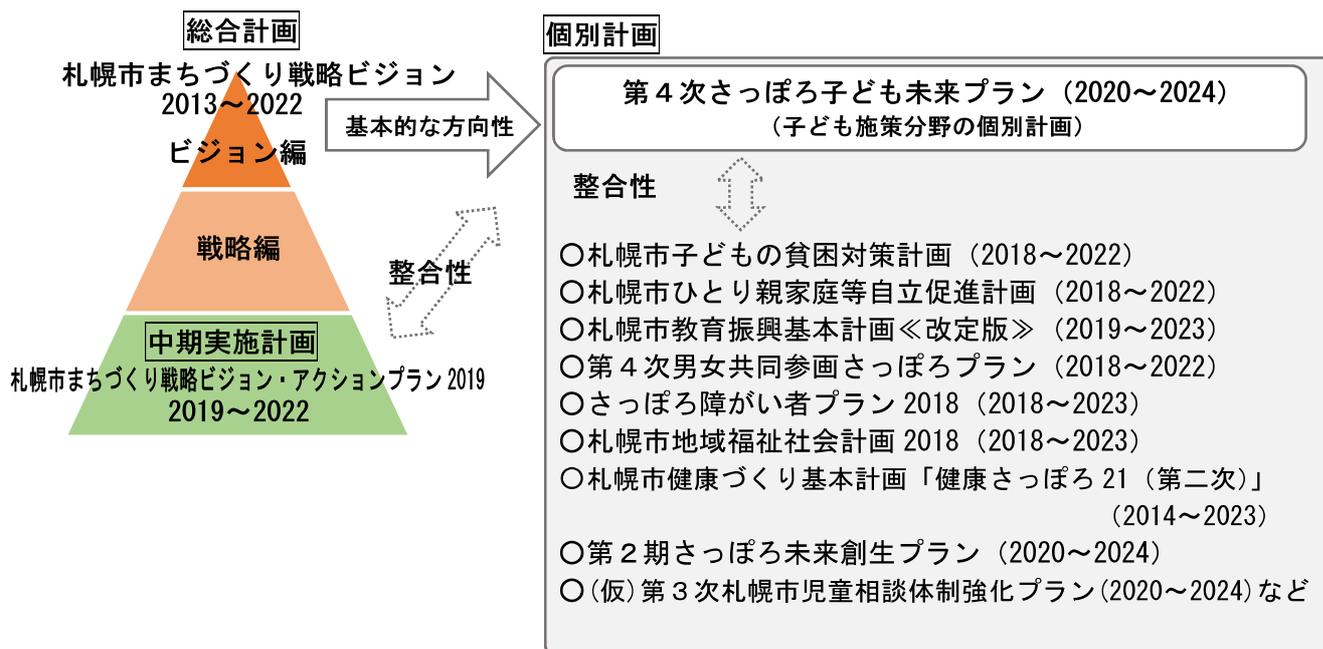
本計画は、権利条例第 46 条第 1 項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含していません。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画（新・放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む）」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び児童福祉法第 56 条の 4 の 2 第 1 項に基づく「市町村整備計画（保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画）」も本計画に含みます。

＜札幌市の関連する計画との関係＞

本計画は、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性に沿った、子ども施策分野の個別計画です。

また、同ビジョンの中期実施計画として令和元年度に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」、さらには、その他の子ども・子育て支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら、本計画を推進していきます。



3 計画の対象

本計画は、すべての子ども（おおむね 18 歳まで）とその子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）、及び若者（おおむね 15～34 歳まで、施策によっては 39 歳まで）を主たる対象とします。

また、事業や取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。